

## 千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、県内医療機関等が、新型コロナウイルス感染症への対応として必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等を行い、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を強化することを目的とする。

### (実施主体)

第2 この事業の実施主体は、千葉県（以下「県」という。）とする。

### (事業内容)

第3 国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱に定めるもののほか、この要綱に基づき、県は、以下の事業を実施する。

#### (1) 入院患者受入協力金支給事業

##### ア 内容

新型コロナウイルス感染症の入院患者を受入れる医療機関においては、人員体制の確保や院内感染対策のための負担が大きいことから、県から協力金を支給することで、入院医療体制の確保・拡充を図る。

##### イ 対象者

県又は保健所設置市の要請により新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れをした県内の医療機関

#### (2) 夜間・休日患者受入体制整備事業

##### ア 内容

夜間（18時から8時までをいう。以下同じ。）又は休日（土曜日、日曜日、祝日をいう。以下同じ。）に新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を確保し、又は新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れをした医療機関に対し協力金を支給する。

##### イ 対象者

県の依頼に基づき設置する輪番体制を構成する医療機関

あらかじめ受入可能日を県に報告し、受入体制を確保した医療機関

県又は保健所設置市の要請により新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れをした医療機関

#### (3) 自宅療養者等診療体制強化事業

##### ア 内容

自宅等で療養している新型コロナウイルス感染症患者の症状が悪化する等、県又は保健所設置市が診療を必要と判断した場合に外来診療（電話等情報通信機器による診療を除く。）、往診を行った医療機関に対し協力

金を支給する。

イ 対象者

県又は保健所設置市の依頼により新型コロナウイルス感染症患者の  
外来診療、往診を行った医療機関

(4) 病床確保支援事業

ア 内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10  
年法律第114号）第12条第1項の届出が出されている新型コロナウ  
イルス感染症患者及び疑似症患者（以下「新型コロナウイルス感染症患者  
等」という。）受入れのため確保した病床のうち空床となっているもの、  
及び新型コロナウイルス感染症患者等受入れのために休床としたものに  
係る費用について補助を行う。

イ 対象者

保健所設置市

県の依頼に基づき新型コロナウイルス感染症患者等を受入れるため  
病床を確保する医療機関

(5) 医療従事者宿泊先確保支援事業

ア 内容

新型コロナウイルス感染症患者等の診察や治療に携わる医療従事者が、  
基礎疾患を有する家族等と同居しているため帰宅することが困難な場合  
や患者対応に伴い業務が深夜まで及んだ場合に利用する宿泊施設の確保  
に係る費用に対して補助を行う。

イ 対象者

新型コロナウイルス感染症患者等の診察や治療等に携わる医療従事者  
に対し、宿泊施設の確保を行う医療機関

(6) 医療機関設備整備補助事業

ア 内容

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関、帰国者・接触者外来設  
置医療機関及び発熱外来設置医療機関に対し、必要な医療資器材等を整  
備する費用について補助を行う。

イ 対象者

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関

帰国者・接触者外来設置医療機関

発熱外来設置医療機関（「千葉県発熱外来指定要綱」に基づき指定され  
た発熱外来をいう。）

(7) 入院医療機関等消毒補助事業

ア 内容

新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関等において、新型コロナウイルス感染症患者用病床を一般病床に戻す際等を行う消毒費用について補助を行う。

イ 対象者

新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関等

(8) 感染症検査機関等設備整備事業

ア 内容

新型コロナウイルス感染症の検査をするために必要な設備等を整備する費用について補助を行う。

イ 対象者

保健所設置市

新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関

(9) 相談窓口設置事業

ア 内容

発熱患者など新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受診調整や住民からの問合せなど新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置費用について補助を行う。

イ 対象者

保健所設置市

(10) 外国人患者受入体制確保事業

ア 内容

新型コロナウイルス感染症患者等である外国人の受入れにあたり必要な、多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備するために必要な費用について補助を行う。

イ 対象者

県が医療体制の確保について依頼した新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であり、県が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（選出予定含む）」である医療機関

(11) 重症者用病床整備事業

ア 内容

新型コロナウイルス感染症の重症者用病床を確保する医療機関に対し、重症者用病床の整備に伴い必要な費用について補助を行う。

イ 対象者

県からの依頼に基づき、令和3年4月1日以降に新たに重症者用病床を確保する医療機関

(実施期間)

第4 第3に掲げる各事業の実施期間は令和3年4月1日からとする。

(事業の決定)

第5 本事業は、対象施設からの申請に対し、書類の審査等により決定する。  
手続その他事業の実施に必要な事項は別に定める。

(補助金の額)

第6 補助金の額は、当該年度の事業予算の範囲内で決定することとし、補助  
対象とする経費、基準額、その他補助金の算定に必要な事項は、別に定める。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

# 1 入院患者受入協力金支給事業

## 1 事業内容

新型コロナウイルス感染症の入院患者を受入れる医療機関においては、人員体制の確保や院内感染対策のための負担が大きいことから、県から協力金を支給することで、入院医療体制の確保・拡充を図る。

## 2 対象者

県又は保健所設置市の要請により新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを行った県内の医療機関

## 3 補助基準額

入院患者1人当たり500,000円

ただし、転院先への支給については、妥当性や合理性を欠く場合は支給対象外となる。

## 4 補助率

10分の10

## 2 夜間・休日患者受入体制整備事業

### 1 事業内容

夜間（18時から8時までをいう。以下同じ。）または休日（土曜日、日曜日、祝日をいう。以下同じ。）に新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を確保し、または新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れをした医療機関に対し協力金を支給する。

### 2 対象者

#### (1) 輪番体制構築医療機関

県の依頼に基づき設置する輪番体制を構築する医療機関

#### (2) 患者受入体制確保医療機関

あらかじめ受入可能日を県に報告し、受入体制を確保した医療機関

#### (3) 入院患者受入医療機関

県又は保健所設置市の要請により新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れをした医療機関

### 3 補助要件

輪番体制等、受入体制を確保した医療機関は、受入要請があった場合速やかに受入れること。

### 4 補助基準額

(1) 輪番体制構築医療機関 100,000円/回

(2) 患者受入体制確保医療機関 100,000円/回

(3) 入院患者受入医療機関 100,000円/人

※回数については別途定める。

※(3)は(1)(2)に該当する機関は2人目以降が適用となる

### 4 補助率

10分の10

### 3 自宅療養者等診療体制強化事業

#### 1 事業内容

自宅等で療養している新型コロナウイルス感染症患者の症状が悪化する等、県又は保健所設置市が診療を必要と判断した場合に外来診療（電話等情報通信機器による診療を除く）、往診を行った医療機関に対し協力金を支給する。

#### 2 対象者

県又は保健所設置市の依頼により新型コロナウイルス感染症患者の外来診療、往診を行った医療機関

#### 3 補助基準額

平日の外来診療、往診 1 件あたり 50,000 円

夜間、休日の外来診療、往診 1 件あたり 100,000 円

※夜間は 18 時から 8 時までとする。

※県又は保健所設置市から症状悪化時の対応に関して、同種の支援等を受けている場合は、本事業の対象外とする。

#### 4 補助率

10 分の 10

## 4 病床確保支援事業

### 1 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者等（以下「患者等」という。）受入れのため確保した病床のうち空床となっているもの、及び患者等受入れのために休床としたものに係る費用について補助を行う。

### 2 対象者

- (1) 保健所設置市（対象となる医療機関は（2）に限る）
- (2) 県の依頼に基づき、患者等を受入れるため病床を確保する医療機関

### 3 補助条件

- ア 空床数や患者等の重症度等について、毎日、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（以下「HER-SYS」という。）、「D24H」で報告すること。
- イ 報告した空床数において、県から入院患者の受け入れ要請があった場合には、速やかに受け入れること。患者に基礎疾患があり対応困難等の特別な事情が認められる場合を除き、受け入れられない場合、前1ヶ月分の空床については補助しない。

### 4 対象経費

- (1) 患者等受入れのために確保した病床のうち空床となっている病床  
県の病床計画に基づき県から確保依頼をした病床のうち、空床となっている病床
- (2) 患者等受入れのために休床とした病床  
患者等受入れのためにやむを得ず休床するものとして、休止箇所が示された図面等により県が認める病床で、患者が実際に入院していない病床



## 5 補助基準額

### (1) 重点医療機関

#### ①重点医療機関である特定機能病院等

##### ア 空床（1床当たり）

（ア）ICU内の病床	436,000円/日
（イ）HCU内の病床	211,000円/日
（ウ）上記以外の病床	74,000円/日

##### イ 休床（1床当たり）

（ア）ICU内の病床	436,000円/日
（イ）HCU内の病床	211,000円/日
（ウ）療養病床	26,000円/日
（エ）上記以外の病床	84,000円/日

※ 特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。

特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。

#### ②重点医療機関である一般病院

##### ア 空床（1床当たり）

（ア）ICU内の病床	301,000円/日
（イ）HCU内の病床	211,000円/日
（ウ）上記以外の病床	71,000円/日

##### イ 休床（1床当たり）

（ア）ICU内の病床	301,000円/日
（イ）HCU内の病床	211,000円/日
（ウ）療養病床	26,000円/日
（エ）上記以外の病床	81,000円/日

(2) 協力医療機関（疑い患者病床分）

ア 空床（1床当たり）

（ア） ICU内の病床	301,000円/日
（イ） HCU内の病床	211,000円/日
（ウ） 上記以外の病床	52,000円/日

イ 休床（1床当たり）

（ア） ICU内の病床	301,000円/日
（イ） HCU内の病床	211,000円/日
（ウ） 療養病床	26,000円/日
（エ） 上記以外の病床	62,000円/日

(3) 協力医療機関（その他の確保病床分）・その他の医療機関

ア 空床（1床当たり）

（ア） ICU内の病床	97,000円/日
（イ） 重症患者又は中等症患者を受入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床	41,000円/日
（ウ） 上記以外の病床	16,000円/日

イ 休床（1床当たり）

（ア） ICU内の病床	97,000円/日
（イ） 重症患者又は中等症患者を受入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床	51,000円/日
（ウ） 療養病床	26,000円/日
（エ） 上記以外の病床	26,000円/日

※ 休床に係る病床単価のうち、「重症患者又は中等症患者を受入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床」、「療養病床」、「上記以外の病床」については、1床あたり10,000円の県独自上乗せを含む。

※ 休止病床については、当該病床を休止する前の診療報酬の区分に準じた補助基準額を適用すること。

※ 保健所設置市から本事業内容と同種の支援を受けている又は受ける見込みのある場合は、保健所設置市を通して支給することとし、この場合、保健所設置市は県の支援額相当額を医療機関へ確実に支給するものとする。

## 6 補助率

10分の10

## 5 医療従事者宿泊先確保支援事業

### 1 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者等の入院に伴い診察や治療に携わる医療従事者が、基礎疾患を有する家族等と同居しているために帰宅することが困難な場合や、患者対応に伴い業務が深夜に及んだ場合に利用する宿泊施設の確保に係る費用について補助を行う。

### 2 対象者

新型コロナウイルス感染症患者等の診察や治療等に携わる医療従事者に対し、宿泊施設の確保を行う医療機関

### 3 対象経費

新型コロナウイルス感染症患者等の診察や治療等に携わる医療従事者の宿泊施設を確保するため、あらかじめ契約等により指定する宿泊施設の借上げに要する経費

### 4 補助基準額

宿泊に係る経費（1部屋当たり）13,100円/日

ただし、医療機関の実支出額が1部屋当たり13,100円/日を下回る場合、実費額とする。

### 5 補助率

10分の10

## 6 医療機関設備整備補助事業

### 1 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関、帰国者・接触者外来を設置している医療機関及び発熱外来設置医療機関に対し、必要な医療資機材等を整備する費用について補助を行う。

### 2 対象者

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関及び発熱外来設置医療機関（「千葉県発熱外来指定要綱」に基づき指定された発熱外来をいう。）

### 3 補助条件

#### （1）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関

ア 県の依頼に基づき病床を確保していること。

イ 県から入院患者受け入れ要請があった場合、原則速やかに受け入れること。

#### （2）帰国者・接触者外来設置医療機関

発熱相談センター（保健所）等からの受診調整に応じること。

#### （3）発熱外来設置医療機関

発熱相談センター（保健所等）や発熱相談医療機関（「千葉県発熱相談医療機関指定要綱」に基づき指定された医療機関をいう。）からの受入要請があった場合や患者からの相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること。

### 4 対象経費

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関及び発熱外来設置医療機関が「5 補助基準額（上限額）」に列挙する機器等の整備をすることに要する経費

ただし、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関（重点医療機関を除く。）においては（1）から（6）及び（17）、重点医療機関においては、（1）から（6）及び（10）から（17）、帰国者・接触者外来設置医療機関及び発熱外来設置医療機関においては（6）から（9）及び（17）を対象とする。

※特に高額な医療機器については、基本的にリースでの整備とすること。

## 5 補助基準額（上限額）

(1) 初度設備費	133,000円/床
(2) 人工呼吸器及び付帯する備品	5,000,000円/台
(3) 簡易陰圧装置	4,320,000円/床
(4) 体外式膜型人工肺及び付帯する備品	21,000,000円/台
(5) 簡易病室及び付帯する備品	実費相当額

※簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を行う病室をいう。

(6) 簡易ベッド	51,400円/台
(7) HEPAフィルター付空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る)	905,000円/施設
(8) HEPAフィルター付パーテーション	205,000円/台
(9) 簡易診療室及び付帯する備品	実費相当額

※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。

(10) 超音波画像診断装置	11,000,000円/台
(11) 血液浄化装置	6,600,000円/台
(12) 気管支鏡	5,500,000円/台
(13) CT撮影装置等 (画像診断支援プログラムを含む)	66,000,000円/台
(14) 生体情報モニタ	1,100,000円/台
(15) 分娩監視装置	2,200,000円/台
(16) 新生児モニタ	1,100,000円/台
(17) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）	3,600円/人

※上記基準額に加えて、各機関の補助上限額等を以下のとおり定める。

ア 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関（重点医療機関を含む）

・補助上限額：72,000円/人（入院患者一人あたり）

イ 帰国者・接触者外来設置医療機関及び発熱外来設置医療機関

・補助上限額：2,000千円/年（1施設あたり）

・患者人数については、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（「G-MIS」）等で県に報告した人数を上限とすること。

## 6 補助率

10分の10

## 7 入院医療機関等消毒補助事業

### 1 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関等において、新型コロナウイルス感染症患者用病床を一般病床に戻す際等に行う消毒費用について補助を行う。

### 2 対象者

新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関等

### 3 補助条件

県の要請により新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れ等を行うこと。

### 4 対象経費

新型コロナウイルス感染症患者用病床を一般病床に戻す際等に行う消毒費用

### 5 補助基準額

知事が必要と認める額

### 6 補助率

10分の10



## 8 感染症検査機関等設備整備事業

### 1 事業内容

新型コロナウイルス感染症の検査をするために必要な設備等を整備する費用について補助を行う。

### 2 対象者

保健所設置市及び新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関

### 3 補助条件

新型コロナウイルス感染症の検体検査に必要な設備を購入するための備品購入費であること。なお、対象施設に応じて、次の条件が付されるものとする。

#### (1) 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する医療機関等

- ア 県等から感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保すること。
- イ 県等との委託契約に基づき行政検査を実施した際には、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）に検査数等を入力すること。

#### (2) 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する民間検査機関

- ア 県内の衛生検査所における設備整備であること。
- イ 県等から感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保すること。

### 4 対象経費

保健所設置市及び新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関が「5 補助基準額」に列挙する機器等の整備をすることに要する経費

## 5 補助基準額

- |                                |            |
|--------------------------------|------------|
| (1) 次世代シーケンサー                  | 知事が必要と認める額 |
| (2) リアルタイムPCR装置 (全自動PCR検査装置含む) | 知事が必要と認める額 |
| (3) 等温遺伝子増幅装置                  | 知事が必要と認める額 |
| (4) 全自動化学発光酵素免疫測定装置            | 知事が必要と認める額 |

## 6 補助率

10分の10

## 9 相談窓口設置事業

### 1 事業内容

発熱患者など新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受診調整や住民からの問合せなど新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置費用について補助を行う。

### 2 対象者

保健所設置市

### 3 対象経費

帰国者・接触者相談センターや発熱相談センターなど新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置に要する経費

### 4 補助基準額

知事が必要と認める額

### 5 補助率

10分の10

## 10 外国人患者受入体制確保事業

### 1 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者等である外国人の受入れにあたり必要な、多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備するために必要な費用について補助を行う。

### 2 対象者

県が医療体制の確保について依頼した新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であり、県が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（選出予定含む）」である医療機関

### 3 補助要件

県から外国人患者の受入れ要請があった場合、原則速やかに受入れること、ただし、本事業は外国人専用病床の確保及び外国人患者の優先を求めるものではないことに留意すること。

### 4 対象経費

外国人患者の受入れにあたり必要な、外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制の整備、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する経費（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）

### 5 補助基準額（上限額）

10,000,000円/施設

### 6 補助率

10分の10

## 1 1 重症者用病床整備事業

### 1 事業内容

新型コロナウイルス感染症の重症者用病床を確保する医療機関に対し、重症者用病床の整備に伴い必要な費用について補助を行う。

### 2 対象者

県からの依頼に基づき、令和3年4月1日以降に新たに重症者用病床を確保する医療機関

### 3 補助要件

県等から重症者の受入れ要請があった場合、原則速やかに受入れること。

### 4 対象経費

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関が、県からの依頼に基づき令和3年4月1日以降に新たに重症者用病床を確保するにあたり、「5 補助基準額（上限額）」に列挙する機器等の整備をすることに要する経費。

ただし、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち重点医療機関以外の医療機関においては、対象経費を（1）から（4）、（12）及び（13）を対象とする。

※特に高額な医療機器については、基本的にリースでの整備とすること。

### 5 補助基準額（上限額）

（1）人工呼吸器及び付帯する備品	5,000,000円/台
（2）簡易陰圧装置	4,320,000円/床
（3）体外式膜型人工肺及び付帯する備品	21,000,000円/台
（4）簡易ベッド	51,400円/台
（5）超音波画像診断装置	11,000,000円/台
（6）血液浄化装置	6,600,000円/台
（7）気管支鏡	5,500,000円/台
（8）CT撮影装置等	

(画像診断支援プログラムを含む)	66,000,000円/台
(9) 生体情報モニタ	1,100,000円/台
(10) 分娩監視装置	2,200,000円/台
(11) 新生児モニタ	1,100,000円/台
(12) 重症者用病床及びこれと一体で 運用される施設の工事費等	15,000,000円/床
(13) (1)～(11)に列挙されている機器の 補助基準額(上限額)を超える費用 及びその他の設備整備費	5,700,000円/床
※(2)、(12)、(13)は重症者用病床1床あたりの上限額	

## 6 補助率

10分の10